

○農林水産省告示第八十一号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項のオランダ王国から発送されるトマト及びピーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成五年二月一日から施行する。

平成五年一月二十七日

農林水産大臣 田名部匡省

一 植物及び地域

チチュウカイミバエについて二の発生調査が濃密に行われており、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエが発生していない地区として指定した地域(以下「指定生産地域」という。)で生産されたトマト及びピーマンの生果実であつて、次の要件を満たすものであること。

(一) オランダ王国植物防疫機関が指定した栽培施設(以下「指定栽培施設」という。)で生産されたものであること。

(二) チチュウカイミバエの侵入を警戒すべき地域としてオランダ王国植物防疫機関が指定した地域(以下「検査監視地域」という。)において実施された二の発生調査の結果、オランダ王国植物防疫機関がチチュウカイミバエがまん延するおそれがないことを確認した期間に生産されたものであること。

二 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(一) オランダ王国において、チチュウカイミバエについて次の方法によりトラップ調査(トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。

ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。

イ ジャクソン型のトラップにより、誘引剤としてトリメドルアールを用いて行うこと。

ウ 指定生産地域にあつては、トラップをチチュウカイミバエの寄主植物の分布状況を勘案して適正に配置すること。

エ 検疫監視地域及び指定栽培施設内にあつては、トラップをオランダ王国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。

(二) オランダ王国において、次の方法により生果実調査(生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。

ア 調査はオランダ王国植物防疫機関が行うこと。

イ 検疫監視地域においては、輸入された生果実について行うこと。

ウ 指定生産地域及び指定栽培施設内においては、チチュウカイミバエの寄主植物について行うこと。

エ 主として傷害、奇形等を有している生果実について行うこと。

三 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

四 生産地における検査及び証明

(一) オランダ王国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオランダ王国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) 植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 二の発生調査の結果、チチュウカイミバエが発見されていない指定生産地域で生産されたものであること。

ウ 二の発生調査の結果、チチュウカイミバエが発見されていない指定栽培施設内で生産されたものであること。

五

(一) 植物検疫証明書には、二の発生調査の結果及び(一)の検査の実施を確認した旨の植物防疫官の付記がなされていること。

(二) 生果実は、チチュウカイミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(三) こん包は、指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が適当と認めるこん包施設において行われていること。

(四) 各こん包には、オランダ王国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

(一) 二の発生調査の結果の確認並びに四の(一)の検査が行われた生果実のこん包に、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(二) 仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。